（県外大学等用）

令和９年度介護等体験に係る今後の手続日程

山形県教育局教職員課

時　期	主　　な　　内　　容
３月中旬	大学等は、介護等体験希望者の申出を集約する。 ［様式１－②］
３月下旬	大学等は、県教委に希望者の調整を依頼する。 ［様式１－①］
４月下旬	県教委は、大学等の依頼を集約・調整し、特別支援学校へ希望者受入れの調整結果を通知する。 ［様式２］
５月上旬	県教委は、大学等へ調整結果を報告する。 ［様式３］
５月上旬	大学等は、特別支援学校に介護等体験希望者の受入れを依頼する。 ［様式４］
随　時	大学等は、学生に介護等体験の事前指導を行う。
５月上旬	特別支援学校は、学生に介護等体験に係る必要事項を連絡する。
５月上旬～１２月	学生は、特別支援学校で介護等体験に取り組む。
介護等体験後	特別支援学校は、「証明書」を介護等体験生に発行する。 ［様式７］
翌年１月下旬	特別支援学校は、介護等体験終了報告書を県教委あて送付する。 ［様式８］